

浜松市立東部中学校同窓会会則

第1章 総 則

第1条 この会は、浜松市立東部中学校同窓会と称する。

第2条 この会は、会員相互の親睦を図り、教養を高めると共に浜松市立東部中学校(以下母校という)の発展に寄与することを目的とする。

第3条 この会は、事務局を浜松市立東部中学校(浜松市南区飯田町1038)内に置く。

第2章 会 員

第4条 この会は、浜松市立東部中学校の卒業生、またはそれに準ずる者を会員とする。

- 1 浜松市立東部中学校卒業生
- 2 旧浜松市立東部中学校及び旧飯田中学校の卒業生
- 3 浜松市立東部中学校に在籍し、同窓会への入会を希望するもの(準会員)

第5条 この会は、母校の現職員及び旧職員を特別会員とする。

第3章 事 業

第6条 この会は、第2条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 1 会誌・会報の発行
- 2 会員名簿の作成・保管
- 3 母校の教育発展に寄与する事業
- 4 その他、この会の目的を達するうえに必要な事業

第4章 役 員

第7条 この会は、次の役員を置く。

- | | |
|-----------|--------------------|
| 1 名誉会長 | 若干名 |
| 2 会 長 | 1 名 |
| 3 副 会 長 | 6 名 |
| 4 事務局(会計) | 3 名 (1名は兼務 PTA 役員) |
| 5 監 事 | 2 名 |
| 6 常任理事 | 若干名 |
| 7 理 事 | 各学年より2から3名 |

第8条 ・名誉会長は、常任理事会が推薦し総会の承認を受けて決定する。

・会長、副会長、事務局および監事は、常任理事会において会員の中から選出し、総会(創立時は役員会)において承認を得て決定する。

・常任理事は、理事の中から会長が委嘱する。

・理事は、各年次卒業生の互選による。

第9条 役員は、次の任務を持つ。

- 1 名誉会長は、会長の諮問に応じる。
- 2 会長は、この会を代表し会務を総括するとともに、会議を招集し議長を務める。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長事故ある時は職務を代行する。

- 4 事務局は、本会の会計並びに名簿管理を掌る。
- 5 監事は、会計事務の監査をする。
- 6 常任理事は、会長・副会長を補佐し、会の常務を掌る。
- 7 理事は、会長・副会長を補佐して会務に参画し、同一年次の会員および母校との連絡に当たる。(事務局・監事・常任理事を兼ねることがある)

第10条 本会に顧問をおくことができる。顧問は会長が委嘱する。

第11条 役員任期は3ヶ年とする。ただし、再重任しても差し支えない。なお、役員に欠員が生じた場合は、会長の指示により補充することができる。その任期は、前任者の残余期間とする。

第5章 会 議

第12条 総会、役員会、常任理事会、理事会は会長が招集する。

第13条 総会は毎年1回開催することを原則とする。ただし、必要に応じて臨時に開くことができる。(当分の間は、役員会のみ実施し、会の拡大に伴い総会を実施する) 総会においては、次の事項を行う。

- 1 会務の報告
- 2 予算および決算の審議と承認
- 3 役員承認
- 4 会則変更の決定
- 5 その他重要な事項

第14条 常任理事会は随時開催し、本会運営上の重要な事項につき審議・決定し、その遂行に当たる。

第15条 総会の開催が不可能な場合は、会則変更の決定を除き理事会をもって総会に代えることができる。

第16条 会議事項は、すべて出席者の過半数の賛成によって決定する。

第6章 会 計

第17条 この会の経費は、会費・寄付金、その他の収入をもってこれに充てる。

会費は終身会費とし入会の時に2,000円を納めるものとする。

在校する準会員は、卒業時に800円を納めるものとする。

第18条 この会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第19条 この会計の支出規則は別に定める。

第7章 付 則

第20条 この規則は、平成28年3月16日から施行する。